

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 7 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	1 行政サービスの広域化について（公開） 2 パブリック・コメント手続 の実施について （公開）
日 時	平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日（木） 午後 2 時から午後 3 時 2 0 分まで
場 所	市役所高層棟 8 階 大会議室
出席者氏名	会 長 山本和也 副会長 田中かよ子 委 員 江原正子、小松栄、染谷よし江、津佐清、中 野祐三郎、谷田貝しづ子、山崎清、横川しげ 子 事務局 今村繁（副市長）、上原正夫（市政推進室長）、 中沢哲夫（企画財政部長）、山下敏也（自然経済 推進部長）、柏倉一浩（環境部長）、岩瀬弘（土 木部長）、寺田誠（都市部長）、直井誠（保健 福祉部長）、平野紀幸（児童家庭部長）、杉山 一男（生涯学習部長）、長妻美孝（学校教育部 長）、小島雅之（消防長）、金田昌丈（財政課 長）、大久保貞則（行政管理課長）、堀江賢司（行 政管理課主幹）、武田真弓（行政管理課長補佐）、 大久保崇雄（行政管理課事務管理係長）、島津 奈身（行政管理課事務管理係主任主事）、古谷 尚久（行政管理課事務管理係主任主事）
欠席委員氏名	無し
傍 聴 者	1 名
議 事	第 7 回野田市行政改革推進委員会の会議結果（概要） は、次のとおりである。

<p>行政管理課長補佐</p>	<p>平成30年12月20日午後2時、開会を宣言し、会議の成立について報告した。会議の公開及び傍聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明した。</p> <p>会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。</p>
<p>山本会長</p>	<p>審議の前に前回の使用料等の負担の適正化に係る再検討事項について事務局の説明を求めた。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p><資料に基づき、使用料等の負担の適正化に係る再検討事項について説明></p>
<p>山本会長</p>	<p>使用料等の負担の適正化に係る再検討事項について質疑及び意見を求めた。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>公民館使用料について、「取扱いを整理する」という表現が少し分かりにくいということで、かなり絞り込んで「減免の取扱いを整理する」というに表現に見直しをしている。</p> <p>現状では、公民館使用料は実質無料で、一方でコミュニティ会館は有料である。「減免の取扱い」という表現は公民館とコミュニティ会館、それぞれの使用料に係る。つまり、今後は公民館使用料を現在の実質無料から原則有料に変更して、その上で減免対象を明確化するという理解で良いか。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>公民館使用料は社会教育法の目的に沿った使用であれば減免している。一方、コミュニティ会館は原則有料であり、山崎委員の発言にもあったが、料金体系が違う。ただ、公民館は地域の施設として利用されている歴史もあり、加えて教育施設でもあるため、一気に有料化という方針に変えることはなかなか難しい。今回、方針として掲げたため、次期行政改革大綱の期間である6年間の中で、料金体系についてどのような方向で整理していくか考えていく予定である。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>「減免の取扱いの整理」というかなり絞り込んだ表現になっているが、その前は、「取扱いの整理」という表現である。「取扱いを整理する」という表現は、何の取扱いを整理するのか非常に広義的な受け止めができる。例えば、利用料の見直しや精査、その例規等の整合性も含められる。そのため、「減免の取扱い」</p>

副市長

で絞り込むより、前の表現の方が取扱いについて今後精査するという解釈ができ、現状を今後どのように見直すかというときにはそちらの表現の方が良いと思う。「減免」と絞り込むと、そこだけに焦点を当てて整理するのか、ほかのことも整理するのか判断しにくい。

このことについては、基本的に減免が問題だと思っている。1点目は、公民館は実質無料であるが、野田公民館は原則有料で運営している。しかし、野田公民館にも減免の規定の部分があり、コミュニティ会館にも減免の取扱いがある。その取扱いをもう少し整合を図る必要がある。

2点目として、公民館は原則無料だが、無料となる社会教育法の団体の範囲も明確ではない。そのため、減免の取扱いを中心に整理し、その中で減免の対象となる団体について、規約等がどうなっているのか、どこまで減免の対象とするか、どの程度の減免をするかなども含めて、恐らく社会教育委員になると思うが、教育委員会の審議会で議論して、報告書を出していくことになると思う。

なお、先ほど事務局より6年掛けてという発言があったが、確かに今までの経緯もあるが6年掛けて方向性を出していくということではない。どのような方向性になるか、教育委員会でできるだけ早く結論を出してほしいと思っている。様々な意見があると思うが、公民館の利用者も多いので、全ての利用者が納得できるような形を早く集約していきたいと考えている。そのような意味で、焦点を絞って記載したいと考えている。

津佐委員

今日、議論をしたい問題が一つある。市民火葬料の問題に関して、もう1項目、式場利用料を入れるべきではないか。

次期行政改革大綱の考え方にも関連するが、資料16、17ページには、近隣市等における式場利用料の状況の表がある。これを見ると、市外居住者の火葬料は、柏市、流山市及び我孫子市と比べると、市は31.

	<p>7%の金額である。ほかの近隣市と比べても、市外居住者の火葬料は安い。さらに、式場利用料は柏市、流山市及び我孫子と比べると、市は24.4%であり、それ以外の近隣市に比べてかなりの割安である。それに一切触れないで市民火葬料を常識的な範囲で値上げとしている。常識的な範囲で市民火葬料を値上げすることに対しては、基本的に了承するが、市外の場合をどうするのか。市外について、値上げすると使用量が少なくなるとしていたが、少子高齢化が進んでいる状況で、そのようなことは考えにくいのではないかと。市外居住者の利用に対する言及が一切なくて良いのか。これは新たな提案になってしまうかもしれないため、意見を聴きたいと思った。</p>
山本会長	<p>まず、公民館使用料から整理したい。</p> <p>要は「取扱い」という表現でいいのか、それとも減免に絞るといふ二つの考え方になるが、意見はないか。</p>
小松委員	<p>「減免の取扱いについて整理する必要がある」という記載は、減免ができる団体ということで受け取り、この表現で良いと考える。</p>
山崎委員	<p>今、公民館は実質無料であるが、「取扱いを整理する」という表現では、実質無料から今後は原則有料化と判断できる。その上で、減免対象を明確化し、公民館とコミュニティ会館の整合を図るといふ理解もできるが、この表現からは、なかなかそこまで読み取れない。</p> <p>そうすると、確かに「取扱い」だけでは分かりにくいので、減免の基準や対象等をはっきりさせるために、「減免の取扱い」といふ形で減免に焦点を当てて、そこを中心として今後取り組むといふ考え方がある。</p> <p>ただ、「公民館は無料、コミュニティ会館は有料」といふ内容から、「減免の取扱いについて整理をする」といふ表現になり、公民館使用料を実質無料から今後原則有料化といふことは、全体的に記載されていないことになる。</p>
山本会長	<p>「減免の取扱い」の前に一文欲しい。</p>

山崎委員	<p>そのとおりである。例えば、公民館は今後原則有料化という表現が考えられるが、実際は、小松委員の発言のように、事前に登録した団体については減免をするということを考えているのか。</p>
副市長	<p>公民館について、原則有料化ということは前の行政改革大綱のときも、そのような答申をもらった。しかし、現実には影響が大きいということで実施されなかったという経過がある。</p> <p>今回、実質無料から原則有料化というのは、例えば減免をする団体を幅広く捉えたときは、今と同じではないが、実質的には減免をする団体の方が多いということもありうる。そのため、今の段階では原則有料化という表現は誤解を招くと思う。よって、今回は原則有料化とまでは踏み込まず、まず減免の取扱いを教育委員会でよく議論していただきたいということで、あえて原則有料化という表現は使用していない。</p>
山崎委員	<p>今後は減免を中心に議論し、ある程度それが整理された段階で、実質無料から原則有料化し、議論の結果、対象となる団体は減免していくということで良いか。</p>
副市長	<p>基本的にはそのとおりである。ただ、例えば実質的に利用者の過半数を減免するなど、減免の対象がどのぐらいの幅になるのかということは教育委員会の議論に任せたい。</p>
山本会長	<p>公民館使用料について今までの話を踏まえて、修正案どおりで良いか。</p> <p>< 異議無し ></p>
山本会長	<p>市民火葬料について、先ほど津佐委員より市外居住者の件について意見があり、中断したが、続きを聴きたい。</p>
津佐委員	<p>市民火葬料に関して、市外居住者の問題がある。また、式場利用料の問題もそのまま良いのか。</p> <p>資料17ページの表では、明らかに市外居住者の火葬料や式場利用料が近隣市と差異がある。ほかの委員と同意見で、無料である市民火葬料は、基本的に常識的な範囲で有料化するということでした。しかし、市外居住者について一切欠落しているような印象</p>

副市長	<p>を受けた。やはり検討するなどの旨を行政改革大綱に記載した方が良いと思う。</p> <p>資料2 2 ページにある次期行政改革大綱の考え方で市外居住者の料金という項目を設けている。これは基本的に全ての施設について、市民優先の観点から、市外居住者の料金を高めに設定するとしており、式場も含めている。全ての施設について、市外の料金を高めに設定して市民利用の優先化を図っていくという意味で記載している。</p>
津佐委員	<p>市民火葬料のように、項目を挙げて丁寧に市外居住者の火葬料や式場利用料について記載すべきではないか。一般市民が、いろいろな疑問を持つと思う。</p> <p>なぜそのように考えるのかというと、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想されるという内容が前回の資料に書いてあったためである。</p>
副市長	<p>市内居住者の料金は、式場も含めた全ての施設であり、公民館と市民火葬料の二つが特別視されているのは、これらがそれぞれ実質無料と無料であり、今後有料化するかという課題があったためである。</p>
津佐委員	<p>市外居住者の料金、公民館使用料及び市民火葬料など項目があるが、その中で、市外居住者の料金に公民館、市民火葬料及び式場利用料も含まれているということか。</p>
副市長	<p>そのとおりであり、式場以外の施設使用料も含まれている。</p>
津佐委員	<p>パブリック・コメント手順の際に公開して、市民がそこまで精査して読んで、理解していただけるかという気がした。</p> <p>繰り返しになってしまっているが、なぜかということ式場利用料の近隣市の差異が余りにも大きく、公民館使用料とは金額が違う。また、資料2 2 ページの取消線で消してある部分に市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、その後は火葬件数が減少していくことが予想されるという内容があるのが気になる。</p>

副市長

式場利用料がかなり安いと、市民優先から基本的には他市より更に高くしなければいけないと思っている。その中で、実情を踏まえるとともに、他市と余りにも均衡を欠いた設定で、高くすることは避けなければならないが、低めに抑えるよりはむしろ高めに設定したいと考えている。

谷田貝委員

津佐委員の言いたいことがよく分かった。資料で市外居住者のことを触れてないのは、市外居住者の利用が少なくなると困るため、書いてないと言いたいのではないか。

せっきくのこの行政改革推進委員会を開催するのであれば、市民火葬料だけに限らず、市民火葬料を上げるのであれば、市外居住者の火葬料も上げる必要がある。また、市外居住者の式場利用料を上げるのであれば、近隣市より安い市民の式場利用料を少しは上げるなど、一度に行わなければならない。少しずつ検討するのでは、なかなか先が見えない。

受益者負担という意味では、近隣市との差をなす必要があるし、払うものを払って、できれば火葬場の待合室はきれいにしてほしい。そういった点では、いつまでも無料ということではなく、使用料を払って使い心地の良い施設にしてほしい。

津佐委員

谷田貝委員の話も一つある。さらに、資料21ページ及び22ページで取消線になっているが「市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費にも影響が生じることも考えられるため」とある。副市長に尋ねたいが、この文章はどのような意味なのか。これを読むと、市外居住者の火葬料を上げないという解釈ができる。

副市長

そうではない。前回の審議のときは、基本的に市民火葬料は無料を継続するが、市外居住者の火葬料のみを上げようと考えていたため、上げた場合に当初は市の収入は増えるが徐々に市外居住者の利用が減り、使用料収入が減ってくるということが予想される。そのときに

津佐委員

は、市民火葬料の有料化を検討するということである。そのため、市民火葬料有料化の時期の目安という意味で、市外居住者の火葬料を抑える意味ではない。

そのことは理解した。

ただ、市外居住者の利用料について、先ほど副市長の発言にあったように、市外居住者の料金という項目に全ての使用料が含まれていると理解できるのだろうかと思う。

副市長

先ほど、谷田貝委員から市民の式場利用料も上げたほうが良いという意見があった。今回は、式場に限り市民の使用料を上げることは提案していない。まず、市外居住者の料金を上げることを提案しているため、式場を含めた市民の使用料をどのようにするのか議論するための資料を用意していない。市民の式場利用料を上げることはないが、逆に上げなくてはならないということであれば、ほかの施設も議論しなくてはならない。確かに、市民の式場の利用料は近隣市と比べると安いですが、市としては、それを上げることは提案した中には含まれていないため、議論が必要であれば議論してほしい。

谷田貝委員

市民火葬料を有料化するに当たって、市外居住者の火葬料を上げていくという話であれば、市外居住者の式場利用料は上げていく話にもなる。そうすると、そこで市外居住者の使用料だけを上げて、市民との差が埋まるのかと思った。また、いずれ議論することになるのであれば市民火葬料を有料にして、市外居住者の火葬料及び式場利用料を値上げするのであれば、市民の式場使用料を上げていく必要があるのではないかと思った。

副市長

市としては、最高で1万6,200円である市民の式場利用料は、近隣市と比べると安いですが、公の施設であるため、直ちに上げるということは考えていない。次の段階と考えている。式場を上げるとなると、ほかの施設の検証も必要と考えている。近隣市と均衡が取れている施設も多いと思うが、調べると一部同じような例があるかもしれない。また、全て上げることが適

津佐委員

切なのかという問題もある。

基本的に市民の料金は、上げないで済むのなら、上げない方がよい。

先ほど発言したが、市外居住者の料金の項目にある文章だけで、市外居住者の式場利用料も上がることが、理解できるのか。ほかの委員の話を聴きたい。理解できるようであれば、話は撤回する。

中野委員

細かいところを検討するのであれば、例えば、近隣市も含めた施設の運用状況、利用人数、取組及び利用方法などの詳細な資料がないと何も判断ができず、全く議論にならない。そのため、ここでは方向性を示しているだけと考え、そこまで詳細なものは求めていないと思う。

山崎委員

資料を読むと、この部分は相当長い間議論していると感じる。過去の経過がいろいろと書いてあるが、結果的に、現在市民火葬料は無料である。前回の審議である程度妥当な線で、今後市民火葬料について有料化するとなったことは、第一段階として評価できると思う。

そうすると、津佐委員の言うように、市外居住者の式場利用料はどうだという議論もあると思う。しかし、資料22ページの市外居住者の料金の項目で、「市外居住者の料金については、市民利用を優先させる観点から高めに設定する必要がある」と表現されている。これは火葬料、式場にも係るということで、この表現を素直に理解していきたい。今回は、市民火葬料の有料化をある程度評価をした上で、中野委員の話にもあるように、次の段階は資料がないと詳しい議論はできないため、それを次に行うということで良いと思う。

山本会長

意見が出たが、文章で読み取れると考えて良いか。

< 異議無し >

山本会長

使用料等の負担の適正化に係る再検討事項について事務局の説明を了承することで良いか問う。

< 異議無し >

議題1 行政サービスの広域化について

山本会長	行政サービスの広域化の項目である自治体間の連携について事務局の説明を求めた。
行政管理課長	<資料に基づき、自治体間の連携について説明>
山本会長	自治体間の連携について質疑及び意見を求めた。
中野委員	市は関宿町と合併して新しい野田市となったが、今後、市町村合併が県境を越えて行われる可能性はあるか。
行政管理課長	詳しい資料がないため、はっきりしたことは言えないが、平成の大合併で市も合併した。正確な数ではないが、約3,200あった団体が現在約1,700団体となっている。市町村合併が一通り落ち着き、合併よりも一つの事務に対して連携していくという形で対応できるように、圏域という制度を国の地方制度調査会で検討している。そのため、今後は合併より、連携できる事務を模索して互いに助け合う形になっていくと思われる。
中野委員	埼玉県や茨城県も近いので、その団体との連携が今後可能ということか。
行政管理課長	地方制度調査会で検討している圏域については、都道府県を超えた連携が可能になる。その中で、医療や介護などの分野で連携できるため、今後制度がまとまった時点で、市としてどのように活用していくか検討する。
副市長	県外の団体との連携は一部事務組合等でも可能ではある。しかし、これまで県内他団体との連携を基本に行政を進めてきた。市は古いまちということもあり、自ら施設等を作ってきた経緯がある。しかし、これからは人口も減少する中で、より効率化が求められ、一方では斎場などの施設が老朽化する。そのとき、一部事務組合等や地方制度調査会で議論されている圏域の活用が考えられる。圏域は、行政主体として連携であれば、より強固なものとなる。その際、地方制度調査会でも県域を超えた連携を模索する検討も行っているようである。市は位置からすると、柏市や流山市だけではなく、茨城県や埼玉県の団体との連携を模索していかないとならない。柏市や流山市が県内他

	<p>団体を考える場合、範囲は広がるが、市はどうしても県内だと柏市や流山市を越えてはいけないので、東西にある坂東市や春日部市も検討していかなければならない。</p> <p>市町村合併が県域を越えてできるかということは、正確でないが法的にはできるはずである。しかし、県境が変わるので実際はなかなか難しい。ただ、実際に長野県で行われたと記憶している。</p>
谷田貝委員	<p>確か、平成の大合併の際に茨城県の五霞町が埼玉県の幸手市と合併しようとして、幸手市側の住民の意向で成立しなかった経緯があったと記憶している。</p>
山崎委員	<p>既存の行政サービスについて、一部事務組合との活動について検討すると記載してあるが、現在具体的に検討していることはあるのか。先ほどの副市長の話では、斎場が老朽化している中で、新設するか他団体と連携するという話があったが、そのような具体的な話はあるのか。</p>
副市長	<p>現在、検討を進めている事務組合は特にはない。ただ、今後は様々な施設で選択肢の一つとして、必ず検討しなければならないと考えている。</p>
山本会長	<p>自治体間の連携について事務局の説明を了承することで良いか問う。</p> <p><異議無し></p>
山本会長	<p>議題2 パブリック・コメント手続 の実施について パブリック・コメント手続 の実施について事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><資料に基づき、パブリック・コメント手続 の実施について説明></p>
山本会長	<p>パブリック・コメント手続 の実施について質疑及び意見を求めた。</p>
津佐委員	<p>以前も聞いたかもしれないが、資料25ページに経常収支比率を改善とあるが、最近の市の経常収支比率はどのような状況か。</p>
財政課長	<p>29年度の決算ベースの経常収支比率は94.3%である。28年度が95.2%であったため、若干改善をしたが、県内ではあまり良くないため、経常収支</p>

津佐委員
財政課長
津佐委員

山本会長

津佐委員

比率の改善が課題だと考えている。

県の平均の経常収支比率はどうか。

29年度の県内37市の平均は92.1%である。

今後、ますます各団体も悪くなるということが言えると思う。

パブリック・コメント手続の実施について事務局の説明を了承することで良いか問う。

<異議無し>

財政の件など真摯に取り組んでいることは理解できるが、この素案にも少子高齢化の著しい進行により、財政運営が大変難しくなっていることが繰り返し記載されている。その点から、どのように生産年齢人口を増やしていくか、あるいは増やすのは難しいと思われるので、いかに減少を食い止めていくかを行政改革大綱の冒頭に記載することを要望したい。生産年齢人口の減少を食い止めれば財政運営が楽になる。様々な施策、人員や組織の立て直しを行っているが、生産年齢人口の減少が一番の問題である。それを食い止めるための施策をあらゆる面から検討していることが冒頭に記載されていれば、それを目指していることがよく分かる。

近隣では流山市のみが、生産年齢人口が20年後や30年後も増えるという予測がある。市が一番減少する予測があるため、市として食い止めるための施策や目指している形を冒頭で明記して、それから財政運営の健全化などの各論に入った方が良いのではないか。

人口の減少をどのように食い止めていくということは、どこの市町村でも最も大きな課題ではある。しかし、特に市は東葛地区で最も減少する予測があり、それは交通問題など様々な原因があると思う。そのため、実現できるか分からないが、例えば、東武アーバンパークラインを利用して東京直接路線を1時間に1回通すという方法も考えられる。市でも、そのような検討をしたと思うが、生産者人口の減少をどのように食い止めていくかということが大きな課題になる。その点を素案では触れてないため、要望として申し上

中野委員

げた。

今まで審議してきたことは、市民の要望がますます増えていく中で、現在の給付サービスを維持してどのように行っていくか、要するにできるだけサービス給付を行っていくことを考えていたと思う。

逆に、少し給付を減らす方向もあるが、それをあまり考えずに、生産年齢人口を増やしてできるだけ税収を上げて、今の時代を乗り切っていく方向性もある。

現在、市として実情に合わせて給付サービスを少し減らしていくという考えはあるのか。

副市長

まず、定住人口を増やし、生産年齢人口の減少を食い止めていく計画については、行政改革大綱ではなく、基本的に野田市総合計画に位置付けられている。総合計画は、地下鉄や東武アーバンパークラインの複線化、工業団地や商業なども含めて生産年齢人口の減少を食い止めるための施策を展開している。この行政改革大綱では、それを行政面や財政面からバックアップしていくために職員の効率的な活用などの施策を行い、無駄遣いをやめることを検討している。ただ、行政改革大綱素案の1ページ目の行政改革の必要性の項目で、「このような中、本市の状況は、超高齢社会の到来等に伴う、社会保障費の急激な増加や、将来的な生産年齢人口の減少に伴う市税の減少等、多くの課題に直面しており、今後、持続可能な行政経営を行っていくためにも、更なる行政改革の実行による財政基盤の強化が必要」とは記載している。積極的に生産年齢人口自体の問題を対応するなどの総合的な部分は総合計画であり、これを行うための効率化や無駄なものを省くという財政面や行政面の対応は行政改革大綱という認識をしている。

給付サービスについて、前回審議は終了しているが、常に見直しが必要だと考えている。これまでの給付サービスも、時代の変遷とともに必要性が薄くなったものがあり、その場合は廃止や減額もある。一方、新たに必要性が生まれたものは給付サービスを設定するなど絶えず取り組んでいかなければならない。

基本的に、行政改革大綱は給付サービスの見直しが必要なものと捉えている。従来の変遷の中で、例えば、介護保険など様々な制度が充実してきている。充実というのは少し異論もあるかもしれないが、かつてはなかった制度が作られている中で、それ以前に行っていた給付サービスをそのまま続けて良いのかという問題もある。そのような、情勢の変化に絶えず対応して真に必要なサービスを行っていくことがテーマである。

今回、大きな問題として、31年10月から行われる3歳から5歳までの幼児教育無償化がある。無償化ということで保育園及び幼稚園が対象になる。他市には公立幼稚園はあまりないが、市には3園ある。そのため、今後無償化されたときに、その役割がどうなるのかということで、無償化は大きな問題だと考えている。最近も無認可保育所の話があったが、国から十分に情報が出てこないため、まだはっきりしたことが見えていない。市では、これまで保育の質を下げないように、基本的には無認可保育所は支援しないという方針で取り組んでいるため、その方針をどうするのかという課題もある。幼児教育・保育無償化への対応については、次回の行政改革推進委員会で議論していただきたい。

その他、連絡事項の有無を事務局に問う。

< 次回の日程をお知らせする >

午後3時20分、閉会を宣言した。

山本会長
行政管理課長
山本会長

以上